

家づくりに関する技能・知識を習得します！

建築施工CAD科 訓練生募集

(企業実習付コース) 訓練期間：7ヶ月

- 募集人員 18名
- 募集期間 平成29年7月10日(月)～平成29年7月31日(月)
- 選考日 平成29年8月7日(月)
- 訓練期間 平成29年9月5日(火)～平成30年3月26日(月)
- 対象者 概ね45歳未満の求職者の方
- 申込先 原則、住所を管轄する公共職業安定所の職業相談窓口
- 受講料 無料(但し、テキスト代等の経費は必要)

[導入講習]

- ・ ビジスマナー講習
- ・ コミュニケーション能力の向上

[目標とする資格]

- ・ 建築CAD検定2級

昨年度就職率

91.7%

《 訓練概要 》

建築業界に就職するために必要な基礎知識を習得し、木造住宅及びRCに関わる技能・技術を習得します。

▼建築構造・法規・耐震(木造)

住宅の構造、建築法規に関する知識と耐震等に関する知識と技能を習得



▼CAD図面作成技術

建築図面の作成、及び建築CADに関する技能及び関連知識を習得



▼木造軸組施工技術

木造住宅建設のための木工手工具・電動工具の取扱、及び、施工に関する基本的な技能を習得



▼鉄筋、型枠技術

RC造の仕組みや鉄筋・型枠の施工に関する技能と関連知識を習得



▼企業実習

実習先企業において、実際に建築現場で実践的な技能・技術を習得



▼フォローアップ訓練

企業実習を経たのち、7ヶ月訓練を総括し、必要に応じてフォローアップ



◆ 修了生と修了生採用企業の声 ◆

○修了生の声

就職先企業では、内装工事における建築・設備の総合監督として業務を行っています。訓練では建築の基本から習得でき、特にJw-cadを習ったことにより、実践で生かすことができました。

○修了生採用企業の声

修了生には、現場での総合管理を任せています。本来の個人の資質や能力の高さに加え、前向きに努力することを忘れず、常に真摯な姿勢で業務に取り組んでくれる事は素晴らしく、周りの評価や信頼も厚いです。今後は資格取得も意識して、会社の重要な人材として育てて欲しいと願っています。

問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高知職業能力開発促進センター

TEL: 088-832-0447

FAX: 088-831-3008

〒780-8010 高知市棧橋通四丁目15-68

募 集 要 項

訓練について

建築施工CAD科(企業実習付)

訓練期間	(7ヶ月間) 平成29年9月5日(火)～平成30年3月26日(月)
訓練時間	施設内訓練 9:10～15:40
定員	18名
受講対象者	概ね45歳未満の求職活動中の方で公共職業安定所長の受講指示又は推薦を受けることのできる方 キャリア・コンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成した方 (キャリア・コンサルティング、ジョブ・カードの作成支援はハローワークで行います)

募集・選考について

募集期間	平成29年7月10日(月)～平成29年7月31日(月)	
申込先	原則、住所を管轄する公共職業安定所の職業相談窓口	
	必要書類等	受講申込書(用紙は、公共職業安定所にあります)認印、写真(40mm×30mm)、雇用保険受給者はその資格者証、その他公共職業安定所長が指定した書類
選考会	日時	平成29年8月7日(月) 《受付 9:00～9:15 選考会 9:15～》
	場所	高知職業能力開発促進センター 本館2階研修室
	選考方法	筆記(基礎学力)、面接、(筆記用具 鉛筆及びボールペンを持参して下さい。) 応募者多数の場合は面接に時間がかかる場合もあります。
合否発送日	平成29年8月14日(月)	

入所について

入所式	日時	平成29年9月5日(火)
	場所	高知職業能力開発促進センター 本館2階研修室 I
入所経費	受講料は無料です。但し、テキスト代等として概ね7,000円程度必要です。 (別途:作業服上下が必要です。)	
その他	駐車場の台数に限りがありますので、高知市内(春野・鏡・土佐山・久重地区は除く)にお住まいの方は、公共交通機関をご利用ください。	

- ※ 企業実習のとき実習先から企業秘密が漏洩しないよう誓約書を求められることがあります。
- ※ 企業実習決定にあたり受講生の希望を優先しますが、必ずしも希望どおりにならない場合があります。また、施設判断により企業実習を見送ることがあります。
- ※ 企業実習先の設備などに損害を与えたり、訓練生自身の怪我や他人に危害を与えることに対する民間保険(訓練生総合保険)に加入していただきます。(保険料5,350円)
- ※ 受講申込書に記載した内容は、企業実習先の事業所に提供します。

★お知らせ

1. 雇用保険を受給できない求職者(受給が終了した方を含む)の方で、一定の要件を満たす方は、公共職業安定所長の支援指示を受けて『職業訓練受講給付金』を受給することができます。
2. 職業訓練受講給付金を受給するためには、訓練受講中に公共職業安定所(ハローワーク)の指定する日時に来所し、就職支援を受ける必要があります。(注:来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。)
3. 本コースの指定日は 10月11日(水)、11月8日(水)、12月7日(木)、1月10日(水)、2月8日(木)、3月8日(木)、3月29日(木)の7回です。